

台東区観光ウェブサイト「TAITOおでかけナビ」広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、台東区広告事業実施要綱（平成19年3月22日 18台総広第136号。以下「実施要綱」という。）及び台東区広告掲載基準（平成19年3月22日 18台総広第136号）に基づき、台東区観光ウェブサイト「TAITOおでかけナビ」（以下「おでかけナビ」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）

の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載は、「おでかけナビ」のトップページとし、その位置は区長が指定する。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、次の各号のとおりとする。

- (1) 大きさは、天地60ピクセル、左右234ピクセルとする。
- (2) データ容量は、50KB以内とする。
- (3) データ形式は、JPEGとし、アニメーションは認めない。
- (4) 掲載料は、月額5,000円とする。ただし、連続12ヶ月掲載申込の場合は54,000円とする。
- (5) 掲載料は、年2回（2月、7月）見直しをすることとする。
- (6) 掲載料の算定は申込み日を基準とする。
- (7) その他の大きさの広告掲載の場合は広告の規格及び掲載料は、別途協議することとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は1月を単位とし、12月を超えて掲載する場合は、再度申請を要す。

2 広告掲載の始期及び終期は、区長が別に定める。

(広告掲載期間の延長)

第5条 広告掲載期間内に、区の都合により「おでかけナビ」を閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、実施要綱に定める広告掲載申込書に会社概要及び広告のデザイン案を添えて、申し込むこととする。

2 申込みは、原則として先着順で受け付けるものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 区長は前条の申込みを受理したときは、内容を審査の上、広告の適否を決定し、その結果を申込者に実施要綱に定める通知書により通知する。

2 区長は、前項に基づく広告掲載の決定に際して、仕様の変更その他必要な条件を付すことができる。

(広告原稿の作成及び経費)

第8条 前条の規定に基づき、決定の通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、区長の指定する期日までに広告の原稿データを区長へ提出しなければならない。

2 広告原稿データの作成にかかる経費は、広告主の負担とする。

(広告内容等の変更)

第9条 区長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると認めるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第10条 区長は次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿データの提出がないとき
- (3) 広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が各種法令に違反している、又はそのおそれがあるとき
- (4) この要領に違反しているとき
- (5) その他ホームページへの広告掲載が適切でないと判断したとき

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

付 則

この基準は、平成30年1月1日から施行する。